甲001

庶第２５９３号
令和８年１０月１９日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

宮　部　龍　彦　様

大阪法務局長　中　尾　　彰

令和８年９月３０日受付第１号で利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０１条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

１　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

令和８年２月３日付け人第９０号の文書及び令和８年２月３日付け人第９１号の文書に係る人権侵犯事件記録一式のうち、「第１分類（報告書関係）」の文書一式

２　利用停止をしないこととした理由

本件利用停止請求に係る保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、人権侵犯事件の調査及び処理に利用するという利用目的の達成に必要な範囲で保有していること、また、本件個人情報は、法令の規定に基づかずに利用目的以外の目的で利用し、又は提供している事実もないことから、法第１００条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならない場合に該当しないため。

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第１２条第４項に規定する特定管轄裁判所にこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。
ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から１年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

＊　担当課等　　大阪法務局総務部庶務課　電話 06-6942-1483（直通）